

（条文）

（基本原則）

第 1 条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

////////////////////////////////////

（特定物の引渡しの場合の注意義務）

第 400 条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

（種類債権）

第 401 条 債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。

2 前項の場合において、債務者が**物の給付をするのに必要な行為を完了し**、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。

（履行期と履行遅滞）

第 412 条 債務の履行について**確定期限**があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

2 債務の履行について**不確定期限**があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。

3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

（受領遅滞）

第 413 条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。

（債務不履行による損害賠償）

第 415 条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

（損害賠償の範囲）

第 416 条 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって**通常生ずべき損害**の賠償をさせることをその目的とする。

2 **特別の事情によって生じた損害**であっても、当事者が**その事情を予見し、又は予見することができた**ときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

////////////////////////////////////

（特定物の現状による引渡し）

第 483 条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。

（弁済の場所）

第 484 条 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは**債権発生の際にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれ**しなければならない。

（弁済の提供の効果）

第 492 条 債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。

（弁済の提供の方法）

第 493 条 弁済の提供は、債務の本旨に従って現実にしなければならない。ただし、債権者があらかじめその受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を要するときは、**弁済の準備をした**ことを通知してその受領の催告をすれば足りる。

（同時履行の抗弁）

第533条 双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。

//////////

（債権者の危険負担）

第534条 特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。

2 不特定物に関する契約については、**第401条第2項**の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。

（債務者の危険負担等）

第536条 前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。

//////////

（履行遅滞等による解除権）

第541条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

（定期行為の履行遅滞による解除権）

第542条 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。

（履行不能による解除権）

第543条 履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（地上権等がある場合等における売主の担保責任）

//////////

第566条 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。

2 前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした賃貸借があった場合について準用する。

3 前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内になければならない。

（売主の瑕疵担保責任）

第570条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。

債務不履行責任と信義誠実の原則

深川渡し事件 大判大14・12・3民集4巻685頁（破棄差戻）

（事実の概要）

X（売主＝上告人，被控訴人，原告）八東京市内ノ肥料商「Y（被告）八千葉県下ノ肥料商ニシテX八八正九年四月一日大豆粕七百四十枚ヲ代金一枚二付四円三十銭物品引渡場所深川渡大正九年五月中引渡ト同時二代金ヲ支払フヘキ定ニテYニ売渡スヘキコトヲ約シ

タリ而シテ東京地方ニ於ケル肥料商間ノ取引ニ於テ目的物ノ受渡場所ヲ深川渡ト定メタルトキハ売主ノ指定スル深川所在ノ倉庫又ハ其ノ附近ノ解船【はしけ】繫留河岸ニ於テ引渡ヲ為スノ慣習存在シ右当事者ハ此ノ慣習ニ依リタルモノナルヲ以テXハ同年五月中旬以降深川丸三倉庫ニ引渡ノ準備ヲ整ヘYニ対シ物品引換ニ代金支払ヲ請求シタル処Yハ之ニ応セス仍【よっ】テXハ同年六月二日Yニ対シ七日内ニ履行セラレタキ旨ノ催告状ヲ發シ該催告状ハ翌三日Yニ到達シタルニ尚之ニ応セサルヲ以テXハ契約ヲ解除シ目的物ノ価格下落ニ因ル損害金千百十円ノ賠償ヲ求ムト云フ。之ニ対スルY（被上告人，控訴人，被告）ハ「売買契約ニハ単ニ深川渡ト定メアリテXニ於テ深川所在ノ特定ノ場所ヲ指定スルコトヲ要スルニ拘【かかわ】ラスXハ之ヲ指定セサリシヲ以テ引渡場所確定セス從テ代金支払ノ場所亦定ラサルカ故ニYハ代金支払ニ付遅滞ノ責【せめ】ナシト云フ。原院ハXノ契約解除ハ不適法ナリト為シXノ請求ヲ排斥シタリ

（判決理由）

原審ハ東京市内ノ肥料商人ト一般地方人トノ大豆粕取引ニ付目的物ノ引渡場所ヲ深川渡ト定メタル場合ニハ其ノ引渡ハ売人指定ノ深川所在ノ倉庫又ハ附近ノ解船繫留河岸ニ於テ之ヲ為スノ慣習存在スル事實及上告人ハ東京市内ノ肥料商被上告人ハ千葉県下ノ肥料商ニシテ上告人ハ大正九年四月一日被上告人ニ対シ右慣習ニ依ルノ意思ヲ以テ大豆粕七百四十枚ヲ代金一枚四円三十銭物品引渡場所深川渡大正九年五月中引渡ト同時ニ代金ヲ支払フヘキ定ニテ売渡ヲ約シタル事實並上告人カ被上告人ニ対シ物品引渡ノ準備ヲ完了セル旨ヲ通知シ以テ代金支払ヲ催告シタルニ被上告人カ之ニ応セサリシ事實ヲ認定シタル後上告人ハ引渡場所ヲ特定シテ之ヲ被上告人ニ通知セサリシカ故ニ仮ニ上告人カ其ノ主張ノ如ク深川所在ノ丸三倉庫ニ目的物引渡ノ準備ヲ整ヘ居リタリトスルモ被上告人ハ右催告ニ応スルノ義務ナク從テ代金支払ニ付遅滞ノ責ニ任スヘキモノニ非スト判示シタリ然レトモ右慣習ニ所謂売人ノ引渡場所ノ指定ハ必スシモ明示ナルコトヲ要セス默示アリタル場合ハ勿論買人ニ於テ既ニ引渡場所ヲ知り若ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシニ於テハ特ニ之ヲ通知セサルモ右慣習ニ於ケル指定ノ条件ハ具備セラレタルモノト解スルヲ相当トスルカ故ニ上告人カ引渡ノ準備ヲ完了シ之ヲ被上告人ニ通知シ代金支払ヲ催告シタル際被上告人カ引渡場所ヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシニ拘ラス之ニ応セサリシモノトスレハ固ヨリ遅滞ノ責ニ任セサルヘカラス而シテ本件ニ於テ上告人ハ引渡場所カ丸三倉庫ナルコトハ被上告人ノ了知スル所ナル旨主張スルモノナルコト原審ニ於ケル上告人弁論ノ全趣旨ニ徴【ちょう】シ之ヲ看取【かんしゅ】スルニ難カラサルノミナラス仮ニ被上告人カ之ヲ知ラサリトスルモ被上告人ニ於テ誠実ニ取引スルノ意思アラハ相手方ニ対スル一片ノ問合せニ依リ直ニ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシモノニシテ斯【か】カル場合ニハ信義ノ原則ニ依リ被上告人ハ右問合せヲ為スコトヲ要シ之ヲ怠リタルニ於テハ遅滞ノ責ヲ免ルルヲ得サルモノトス然ラハ本件ニ於テ被上告人ノ遅滞ノ有無ヲ決スルニハ被上告人カ引渡場所ノ丸三倉庫ナルコトヲ知リタルヤ否及上告人カ引渡準備ヲ完了シタル事實ノ有無ヲ審究セサルヘカラスルニ原審ハ事茲【ここ】ニ出テス単ニ上告人カ引渡場所ヲ通知セサリシ一事ニ依リ直ニ被上告人ニ遅滞ノ責ナシト為シタルハ違法ニシテ此ノ点ニ關スル論旨ハ結局其ノ理由アリ原判決ハ破毀スヘキモノトス」

【設問】（平成 14 年度裁判所事務官 種・種）

甲は、個人で酒屋を営む乙に、広く市販されている 1 本 1 万円のシャンペン 10 本を電話で注文し、3 日後に甲宅まで配達するよう依頼した。乙は、これを了承し、翌日、前金として 3 万円の送金を甲から受けた。残代金 7 万円については、配達時に支払うこととされた。乙は、指定された日に、甲宅にシャンペン 10 本を持参したが、甲に受領を拒まれ、残代金も支払ってもらえなかったため、やむなくシャンペンを持ち帰った。乙は、このシャンペンを店の倉庫の中の棚の端に置いておいたが、その夜、近くを通りかかった大型トレーラーの振動のために、このシャンペンが 10 本とも棚から落ち、すべて瓶が割れて中身が流れてしまった。

このような事案において、甲が受領を拒んだ事情が次のようなものであった場合の甲乙間の債権債務の関係についてそれぞれ説明せよ（各問は独立した問いとして答えよ。）

1 甲が、さしたる理由もないのに「今日は受け取る気分でなくなったので、後日また持ってきて欲しい。」と言って受領を拒んだ場合

2 甲は、注文の際に「その日のお昼に開くパーティーに出す予定のものなので、必ず午前中に持ってきて欲しい。できないなら、ほかの店にあたってみる。」と告げており、乙も「必ず午前中に配達する。」と答えていたにもかかわらず、乙がその日の夕方に注文したシャンペンを持参したので、甲は乙に「パーティーは終わってしまったので、もう要らない。前金の3万円は返して欲しい。」と言って受領を拒んだ場合

【設問】 平成 11 年度事務官・家裁調査官補 種・種

甲は、甲宅にあった甲所有の壺（以下「本件壺」という。）を乙に売却する旨の契約を締結し、引渡し及び代金支払の日を1週間後に定めた。この場合において、次の各問に答えよ（各小問は独立の問として答えよ。）

1 甲は、本件壺の引渡日に、「代金と引換えに本件壺を引き渡す準備をして甲宅で待っている。」と乙に電話をしたが、乙は現れなかった。その後、甲の再三の代金請求にも関わらず、乙は、「甲が本件壺を乙宅に持参してきたら払う。」と言い続けて代金を払わないため、甲は1か月後に本件壺の売買契約を解除した。この解除の意思表示は有効か論ぜよ。

2 甲が乙に本件壺を引き渡した後、甲は、乙の代金不払を理由に本件壺の売買契約を有効に解除した。甲は、解除後しばらくの間、本件壺を乙に預けておくことにした。この間に、乙は本件壺を自分のものと偽って丙に売却してしまい、丙もこれを乙に預けていた。この場合において、丙は甲に対して本件壺の所有権を主張できるか論ぜよ。

種類物債権の特定の時期

漁業用タール売買（手付金返還請求）事件

最判昭 30 年 10 月 18 日民集 9 卷 11 号 1642 頁，判タ 53 号 38 頁（破棄差戻）

（事実）X（原告，被控訴人，被上告人，岩手県漁業協同組合連合会）は昭和 21 年二月 Y から漁業用タール 2,000 トンを，見積り価格金 495,000 円で買い受けることを約した。その受渡の方法は，買主たる X が必要の都度その引渡方を申し出で，売主たる Y において引渡場所を指定し，X がその容器であるドラム罐を該場所に持ち込み，右タールを受領し，昭和 22 年 1 月末日までに全部を引き取ることと定め，X は契約とともに手附金 200,000 円を Y に交付した。右タールは，Y が室蘭市所在の日本製鉄株式会社から買い受けてこれを X に転売したものであって，同会社の輪西製鉄所構内の溜池に貯蔵したものである。Y は約旨に従い引渡場所を X に通知し，昭和 21 年 8 月までに代金 107,500 円に相当するタールの引渡をしたが，その後になって，X はタールの品質が悪いとってしばらくの間引取りに行かず，その間 Y は，タールの引渡作業に必要な人夫を配置する等引渡の準備をしていたが，同年 10 月頃これを引き揚げ，監視人を置かなかつたため，同年冬頃同会社労働組合員がこれを他に処分してしまい，タールは滅失するにいたつた。X は債務不履行を理由に契約を解除し，手付金の返還を求めた。

第 1 審，請求認容。第 2 審，控訴棄却。差戻控訴審，請求棄却。

（原審判断）本件売買契約が当初から特定物を目的としたものかどうか明らかでないが，本件目的物はいずれにしても特定し，Y は善良なる管理者の注意を以てこれを保存する義務を負っていたのであるから，その滅失につき注意義務違反の責を免れず，従って本件売買は Y の責に帰すべき事由により履行不能に帰した。X が昭和 24 年 11 月 15 日になした契約解除を有効と認め，前記手附金からすでに引渡を終えたタールの代価を差し引いた金額に対する X の返還請求を認容した。

（判旨）「売買の目的物の性質，数量等から見れば，特段の事情の認められない本件では，不特定物の売買が行われたものと認めるのが相当である。そして右売買契約から生じ

た買主たるXの債権が、通常の種類債権であるのか、制限種類債権であるのかも、本件においては確定を要する事柄であって、例えば通常の種類債権であるとするれば、特別の事情のない限り、原審の認定した如き履行不能ということは起らない筈であり、これに反して、制限種類債権であるとするならば、履行不能となりうる代りには、目的物の良否は普通問題とはならないのであって、Xが「品質が悪い」として引取りに行かなかった」とすれば、Xは受領遅滞の責を免れないこととなるかもしれないのである。すなわち本件においては、当初の契約の内容のいかんを更に探究するを要するといわなければならない。」「原審は、本件目的物はいずれにしても特定した旨判示したが、如何なる事実を以て「債務者ガ物ノ給付ヲ為スニ必要ナル行為ヲ完了シ」たものとするのか、 原判文からはこれを窺うことができない。（上告理由の）論旨も指摘する如く、本件目的物中未引渡の部分につき、Yが言語上の提供をしたからと云って、物の給付を為すに必要な行為を完了したことにならないことは明らかであろう。従って本件の目的物が叙上いずれの種類債権に属するとしても、原判示事実によってはいまだ特定したとは云えない筋合であって、Yが目的物につき善良なる管理者の注意義務を負うに至ったとした原審の判断もまた誤りであるといわなければならない。」

【差戻控訴審判決】札幌高（函館支）判昭37年5月29日高民集15巻4号282頁（原判決取消、被控訴人の請求棄却）**確定**

（判決理由）「控訴人は前記会社より前記製鉄所構内にある溜池中正門から入り左側に存する特定の一溜池に貯蔵してあった廃タール全量を買受けていたもので、被控訴人に対する本件売買においては右の特定の溜池に貯蔵中のタール全量約3千トンないし5千500トンがその目的物とされたものであることが認められるのであるから、右売買契約から生じた買主たる被控訴人の債権は制限種類債権に属するものというべきである。そして、前段認定の事実によれば、控訴人は被控訴人が残余タールの引渡を申し出で容器を持参すれば直に引渡をなすよう履行の準備をなし、言語上の提供をただけであって、被控訴人に引渡すべき残余タールを前記溜池から取り出して分離する等物の給付をなすに必要な行為を完了したことは認められないから、残余のタールの引渡未済部分は未だ特定したと云い得ないけれども、前認定の如く、右引渡未済部分も含めて右特定の溜池に貯蔵中のタールが全量滅失したのであるから、控訴人の残余タール引渡債務はついに履行不能に帰したものといわなければならない。」

「そこで、右履行不能が控訴人の責に帰すべき事由によるものであるかどうかについて考えるのに、本件残余のタールが特定するに至らなかったことは前叙のとおりであるから控訴人は特定物の保管につき要求せられる善良な管理者の注意義務を負うものではない。ただ、本件の如く、特定の溜池に貯蔵中のタールの内その一部分の数量のタールの引渡を目的とする制限種類債権にあっては、通常の種類債権と異なり給付の目的物の範囲が相当具体的に限定せられているから、その限定せられた一定範囲の種類物全部が滅失するときは、目的物の特定をまたずして履行不能が起りうるので、少なくとも債務者はその保管につき自己の財産における同一の注意義務を負うと解すべきところ、これを本件についてみるのに、 当審における控訴人尋問の結果によれば控訴人は前認定のように溜池からスチームを取外し人夫を引揚げた後は、本件溜池に貯蔵中のタールの保管について監視人を置く等特別の措置をとらなかつたけれども、右溜池は前記輪西製鉄所の構内にあり、右製鉄所の出入口には昼夜引き続き右製鉄所の守衛が配置され、第三者がみだりに右構内に出入することはできない状況にあったので、控訴人は格別の保管措置を講ぜなくとも盗難等による滅失の虞はないものと判断して会社の管理下に委ねたもので、漫然野外に放置して、目的物を捨てて顧りみなかったものではないことが窺われるので、本件目的物の性質、数量、貯蔵状態を勘案すれば、控訴人としては本件タールの保管につき自己の財産における同一の注意義務を十分つくしたものと認めるのが相当であって、この点について控訴人に右注意義務の懈怠による過失はなかつたものと云わなければならないその他右滅失につき控訴人の故意又は過失を認めるに足るべき何等の証拠がない。」

被控訴人が控訴人に対しなした債務不履行を理由に本件売買契約を解除する旨の意思表示は無効である。

不特定物売買と瑕疵担保の規定の適用

有線放送用スピーカー事件：最判昭和 36 年 12 月 15 日民集 15 卷 11 号 2852 頁

【当事者】上告人 山田電業株式会社 被上告人 株式会社塩釜声の新聞社

【参照法令】民法 415 条，民法 541 条，民法 570 条，商法 526 条参照

（事案の概要）Y（買主）は放送機材（不特定物）を購入し，昭和 27 年 4 月頃，引渡を受けて，街頭宣伝放送事業に使用していたが，雑音及び音質不良を来す故障が生じ，X（売主＝原告，被控訴人，上告人）側の技師が数回修理したが完全には修復できなかった。昭和 27 年 6 月初め，Y は，X に対し，機械を持ち帰って完全な修理をすることを求めたが，X はこれを放置し修理しなかった。Y は，別の機械を第三者から借り受けて使用しなければならなくなったので，昭和 27 年 10 月，Y は売買契約の解除の意思表示をした。そこで，X が残代金（手形金）の支払を求めて訴えた。第一審は，X の請求を認容した。控訴審は，瑕疵のため契約目的を達することができないとは解しえないとして瑕疵担保責任を理由とする解除の抗弁は認めなかったが，（完全な修理の催告をもって）債務不履行を理由とする解除権の抗弁を認めた（原審判決取消，請求棄却）。X は，上告理由（第四点）において，「不特定物売買においては，売買目的物の受領の前と後とにそれぞれ不完全履行の責任と瑕疵担保の責任とが対応するという立場」から本件機械を受領したことが明らかである以上もはや不完全履行を論ずる余地はないと主張した。（上告棄却）

（判決要旨）

「不特定物の売買においては，売買目的物の受領の前と後とにそれぞれ不完全履行の責任と瑕疵担保の責任とが対応するという立場から，本件売買では Y が本件機械を受領したことが明らかである以上もはや不完全履行の責任を論ずる余地なきにかかわらず，原判決が債務不履行による契約解除を認めたのは，法令の違背であると論じている。しかし，不特定物を給付の目的物とする債権において給付せられたものに隠れた瑕疵があつた場合には，債権者が一旦これを受領したからといって，それ以後債権者が右の瑕疵を発見し，既になされた給付が債務の本旨に従わぬ不完全なものであると主張して改めて債務の本旨に従う完全な給付を請求することができなくなるわけのものではない。債権者が瑕疵の存在を認識した上でこれを履行として認容し債務者に対しいわゆる瑕疵担保責任を問うなどの事情が存すれば格別，然らざる限り，債権者は受領後もなお，取替ないし追完の方法による完全な給付の請求をなす権利を有し，従つてまた，その不完全な給付が債務者の責に帰すべき事由に基づくときは，債務不履行の一場合として，損害賠償請求権および契約解除権をも有するものと解すべきである。

本件においては，放送機械が不特定物として売買せられ，買主たる Y は昭和二七年四月頃から同年七月頃までこれを街頭宣伝放送事業に使用していたこと，その間雑音および音質不良を来す故障が生じ，X 側の技師が数回修理したが完全には修復できなかったこと，Y は昭和二七年六月初め X に対し機械を持ち帰つて完全な修理をなすことを求めたが X はこれを放置し修理しなかったため，Y は街頭放送のため別の機械を第三者から借り受け使用するの止むなきに至つたこと，Y は昭和二七年一〇月二三日本件売買契約解除の意思表示をしたことが，それぞれ確定されている。右確定事実によれば，Y は，一旦本件放送機械を受領したが，隠れた瑕疵あることが判明して後は給付を完全ならしめるよう上告人会社に請求し続けていたものであつて瑕疵の存在を知りつつ本件機械の引渡を履行として認容したことはなかつたものであるから，不完全履行による契約の解除権を取得したものであるといふことができる。原判決はこの理に従うものであつて所論の違法はない。」